住民記録の電算化

市民サービスの向上と事務処理の効率化を目指して

市では「住民記録の電算化」について検討を進めています。今回は、市の考えについてお知らせいたします。

市役所の仕事は、常に市民サービスの向上を念頭におかなければなりません。その市民サービスは「正確な情報」「公平なサービス」「迅速」「最小の費用で最大の効果」であると考えています。

市では、市民サービスの要望に応えるため、「住民記録の電算化」を進めてきました。

今までの経過

市民各層の委員会で検討

まず、昭和五十三年三月に住民記録の電算化について市の基本的な考え方をまとめました。

しかし、「住民記録の電算化によって、個人のプライバシーが侵害されるのではないか」「個人の情報が電算機の操作によって漏れるのではないか」―との懸念が出されたことや、市としても電算化は慎重に対応すべき問題であると考え、次のステップで検討することにしました。

五十四年、市内各層の市民の方々にお願いし、「新潟市住民情報電算化検討委員会」を設け、市の基本的な考え方等を自由な立場から検討していただきました。その結果、五十五年三月には、電算化を推し進めるについてのいろいろなご意見を頂きました。

その後、この意見を参考にしながら、市が作成した住民記録電算化システム設計の内容をさらに検討していただくため、五十六年、やはり市内各層の方々による「新潟市住民記録電算化システム設計等調査委員会」を設け、プライバシー保護・事務処理の効率化・市民サービスの面等からの審議をお願いしました。そして、今年二月二十九日に、市長に次のような答申を頂きました。

―答申の概要―

①新潟市においては、行政需要がますます複雑・多様化している今日、事務処理の効率化と市民サービスの向上が図られなければならない。このことから、市民の基本的な情報を把握するための住民記録の電算化は、実施の方向で検討を進めるべきである。

②プライバシー保護の観点から、市民の基本的人権をいかに守るべきか、その保護対策に十分な措置を考えること。

③住民記録電算化を実施するに当たっては、行政の効率化、市民サービス、あるいはプライバシー保護の面から、オンラインによる即時処理方式を検討すべきであり、かつそのシステムに関連してのプライバシー保護対策について十分に検討すること。

システムの概要

市が考えている電算化システムは、要約すれば「市の住民に関する記録、すなわち住民票に記載されている住民の住所・氏名・性別・生年月日―などの基本的なもの、国民健康保険・国民年金・選挙・教育・福祉・衛生―など特定の事務に必要な項目を含めた住民記録を電算機に記憶させること」です。

このシステムは、本庁市民課と四つの地区事務所の窓口に電算機を設置し、漢字で打ち出すことができる「即時処理システム」になります。

電算機本体と窓口の電算機とを通信回線で結び、市民の異動関係の記録を窓口の電算機に記憶させて、電算機本体に記憶させる住民記録を即時に修正したり、住民票関係の証明を即時に発行したりすることができます。

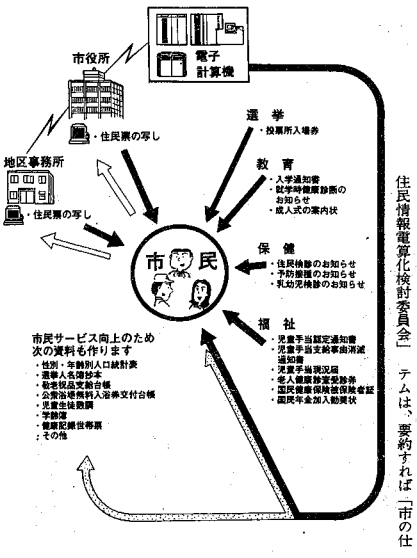

なぜ電算化するのか

①市民サービスの向上

例えば住民票が必要になり、市の市民課窓口にお出でになると、現在は、その住民票が市民課に保管されている場合は、職員が保管庫から取り出し、コピーをして証明書を交付します。

また、その住民票が地区事務所にある場合はその地区事務所に連絡し、地区事務所でも同じ作業をしてファクシミリ（模写電送装置）を使い市民課に送付、証明書を交付しています。処理時間と手間がかかり、待ち時間の長さから市民の皆さんにご迷惑をおかけすることもありました。

これが電算化すれば、本庁・地区事務所窓口に備え付けた電算機で瞬時に打ち出されるため、待ち時間が大幅に短縮されます。すでに電算化している埼玉県大宮市の例をみると、電算化前は待ち時間が二十七分でしたが、電算化後は十四分に短縮されています。

②事務処理がより正しく、より早く、より安上がりに

近年、福祉の仕事などを中心に、住民記録の記載内容により、その対象者を判定する事務が増加してきました。

現在は、その事務を担当する課が、市民課や地区事務所へ出かけていき、住民票一枚、一枚を手作業で取り出し、必要事項の把握・確認を行っている実状です。手間がかかるだけではなく、照合や転記の誤りなどが生じやすく、例えば、手当などをもらう資格を持っているのに、対象もれになってしまうことなどもあります。

新潟市は、今後ますます人口が増加しますが、限られた人員と狭い庁舎を考えると、現在の手作業による事務処理方法は、既に限界にきていると思われます。よりきめ細かな行政を行うため、電算化はどうしても必要だと思われます。

③計画的な仕事ができる

地域別、年齢別、性別など各種統計を電算機から取り出し、例えば、三年後、五年後に必要となる小・中学校の教室数や机、椅子の数を計算することができます。あるいは、今大きな社会問題になっている高齢化社会についての適切な対応や、道路や下水道、公園などの生活環境の整備計画をどう進めるかなど、新潟市の将来を見越した計画的な仕事を推進することができます。

さらに、職員を単純な手作業から解放し、職員の持つ能力や労働力を、人間でなければできない市民の皆さんと直接ふれ合う仕事に有効に活用することができます。また、市民の皆さんがもっと職員を充実してほしいと思われる部門へ活用することもできます。

個人情報保護対策の考え方

住民記録の電算化により、「個人のプライバシーが侵される恐れがあるのではないか」と、当市やいくつかの市で反対運動が起こったことも事実です。

公務員には、法律によって守秘義務（職務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務）が厳重に課せられています。さらに、個別の法律（例えば「地方税法」）によっても守秘義務が課せられ、市民の皆さんの記録が外部に漏れることのないようにしています。

しかし、プライバシー保護の問題は、法律による守秘義務だけで十分だとは考えていません。「住民記録電算化システム設計等調査委員会」でも十分審議していただき、同時に市としても検討を重ね、次の点から電算化しても大丈夫であるとの考えを持ちました。

まず第一は「電算機を利用する事務の方が、人手作業の事務より厳しく保護対策ができる」ということです。

市が電算機に記憶させようとする住民記録は、市が法律や条例に基づき事務を行うために必要な記録であり、既に台帳として管理されているものです。現在は、台帳の取扱責任者を決めたり、施錠できる書庫に保管するなどして、記録が漏れないようにしています。

電算化の場合、窓口の電算機は指定した職員だけが操作します。その操作も、指定職員が各自に定められたI・Dカード（身分証明番号を持つ）を機械にセットすると、あらかじめ機械に読み込ませた暗唱番号（パスワード）がそれをチェックし、適合すれば初めて電算機を動かすことができます。しかも、一枚のI・Dカードで電算機が記憶したすべての事務処理ができるわけでなく、限られた範囲の事務処理しかできないシステムです。また、I・Dカードは、紛失などの事故に備えいつでも変えることができ、保管管理責任者も明確にしています。電算機内では、だれが何時何分何秒からどれくらいの間、電算機を操作したか、その内容が記録されます。機械上での保護対策は十分にとることができます。

第二は、プライバシー保護のための市の法律である「個人情報保護に関する条例」（仮称）を制定することを考えています。

プライバシーの保護は、市民の基本的人権に係わる重要な問題ですので、電算機に記憶させた自分の記録がどのようになっているか確かめられる権利を保障したり、また、みだりに外部へ提供できないことや、国や他の市町村等の電算処理システムとの結合は禁止することなどを盛り込み、制度的に保護対策を確立したいと考えています。

なお、住民記録の電算化についての一問一答を一月九日号から掲載の予定です。

電子計算機に記憶される個人情報記録と主な作成帳票

事務名	記録項目	作成帳票
住民記録	【基本項目】住民番号、本籍、戸籍筆頭者氏名、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民でなくなった年月日、異動年月日、届出年月日、共同事由、従前の住所、転出先の住所、転出区分、社会保険記号番号、住民基本台帳登録外表示 【世帯項目】世帯番号、世帯主氏名、住所、方書、郵便番号	住民票原本、住民票の写し、転出証明書、転入通知書、戸籍附票記載通知書、全住民リスト、住民異動リスト、町別世帯人口統計、町別人口・世帯異動集計票、死亡・転出者一覧表、県人口移動調査、性別・年齢別人口統計表、各転選挙時点での転入及び転出者数、県内各市町村間の転入及び転出者数、敬老祝品(金)支給台帳、公衆浴場無料入浴券交付台帳、老人健康診査受診券、老人健康診査受診券交付台帳、成人式の案内状、成人式該当者名簿、健康記録世帯票、健康記録世帯票異動リスト、予防接種等各種お知らせ
国民年金	被保険者記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日、適用区分、拠出年金給付種別、拠出年金短期証書番号、福祉年金記号番号、福祉年金の扶養義務者の住民番号及び続柄	加入勧奨状、加入対象者リスト
国民健康保険	資格区分、被保険者記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日、届出年月日	被保険者証、被保険者証交付台帳、被保険者台帳
選挙	選挙人名簿登録有無、投票区、登録年月日、抹消年月日、表示年月日、抹消事由	投票所入場券、選挙人名簿抄本、新規登録者名簿、死亡・転出抹消者名簿、選挙人名簿登録人員調、選挙人名簿の定時登録者数報告
福祉・教育	児童手当受給区分、児童手当認定番号、支給開始年月日、支給廃止年月日、保護者の住民番号、保護者からの続柄、小学校区、中学校区	児童手当認定通知書、児童手当支給事由消滅通知書、児童手当現況届、児童手当受給該当者リスト、児童手当異動リスト、町別・学校区別未就学幼児・児童・生徒数調、就学時健康診断のお知らせ、入学通知書、新入学児童名簿、学勤簿、就学児童・生徒の異動リスト

献血車「ゆうあい号」

月日	時間	会場
12・20	午前9時～午後3時半	大川鉄工所(柳島4)
12・21	〃	日産ディーゼル新潟販売㈱(下木戸)
12・22	午前9時～正午	新潟トヨタ自動車㈱本社(万代2)
12・22	午後1時～3時半	〃　女池サービスセンター
12・23	午前9時～正午	新潟日産自動車㈱南営業所(新光1)
12・23	午後1時～3時半	〃　本社(榎町)
12・24	午前9時～正午	佐渡汽船㈱(万代島)
12・24	午後1時～3時半	㈱新潟サクラカラー(新光1)
12・25	午前9時半～午後3時	新潟駅前(花園1)

※正午から午後1時まで受け付け休みます。

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん
持参品　母子手帳
〈東保健所会場〉
日時　12月22日午後1時～3時半
〈西保健所会場〉
日時　12月23日午前10時～午後零時半（午前9時半～受け付け）

保健婦による健康相談

地区	月日	時間	会場
坂井輪	12・21	午前10時～午後3時	新通事務所
木戸	12・21	〃　〃	木戸公民館
松浜・南浜・湖川	12・22	午後1時半～3時	（医師による相談）北地区保健センター
中野小屋	12・23	午後1時～3時	笠木公民館
大江山	12・24	午前10時～午後3時	大江山農村環境改善センター

※正午から午後1時まで受け付け休みます。

保健所・保健センター電話案内

東保健所	☎41―4111
西保健所	☎66―5171
石山地区保健センター	☎86―4450
鳥屋野地区保健センター	☎85―2373
北地区保健センター	☎59―7332
西地区保健センター	☎62―3405
坂井輪地区保健センター	☎60―3255

県歯科医師会
休日歯科診療センター

診療日時　日曜日、祝日、1月1～3日
午前10時～午後5時
所在地　堀の内337（☎83―3030）
※受診の際、健康保険証をお持ち下さい。

市医師会
休日急患診療センター

所在地　白山浦2―180―5（市医師会メジカルセンター内☎31―4135）
診療科目　内科、小児科
診療日　日曜日、祝日、1月1～3日
受付時間　午前9時～午後10時半
※受診の際、健康保険証をお持ち下さい。

ママへの準備教室

時間　午後1時半～3時半
持参品　母子手帳、エプロン、タオル
申し込み　電話で会場へ（東保健所会場は都合のよい日を選択）

月日	会場	対象	定員
1月6日 21日	東保健所	58年5・6月分べん予定の初産婦	各20人
1月11日	石山地区保健センター		15人

木戸地区育児学級

日時　12月22日午後1時半～
会場　木戸公民館
対象　木戸、牡丹山、竹尾小校区在住で57年4、5月生まれの第一子をお持ちのお母さん
持参品　母子手帳
問い合わせ　東保健所母子保健係へ